○国土交通省告示第七百三十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年七月二十六日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第七百三十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年七月二十六日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

株式会社安城自動車学校

2　主たる事務所の所在地

愛知県安城市北山崎町北浦五十番地

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第七百三十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年七月二十六日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

杉並交通株式会社

二　主たる事務所の所在地

東京都杉並区高井戸東三丁目三十六番十六号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第七百四十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年七月二十六日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

杉並交通株式会社

二　主たる事務所の所在地

東京都杉並区高井戸東三丁目三十六番十六号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○東北地方整備局告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

東北地方整備局長　津田　修一

一　道路の種類及び路線名　　占用を制限する区域　　図面縦覧場所

一般国道　四十六号　　大仙市協和荒川字木仏山九番五から同市協和荒川字木仏山一〇番三まで　　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十一日